

## 第 1 9 回半田市農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 月 2 0 日午後 2 時 0 0 分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

### 議事日程

#### 第 1 議事録署名委員の指名

第 2 第 5 4 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 5 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 5 6 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定及び半田市農業経営  
基盤強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の ( 6 ) - ③  
の規定による農用地利用集積計画について

諮問第 7 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農業経営基盤強化の促進に関する計画 ( 地  
域計画) の策定について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 3 条許可取消しについて

報告第 5 号 農地法第 4 条許可取下げについて

報告第 6 号 農地法第 5 条許可取下げについて

#### 委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番 号	氏 名	出欠席	担当区域	氏 名	出欠席
第 1 番	深 津 延 幸	出席	有脇・亀崎	石 川 丈 夫	出席
第 2 番	小 栗 絵 里	出席	乙川	高 橋 智 恵	出席
第 3 番	岩 橋 克 巳	出席	半田・岩滑	青 木 功 雄	出席
第 4 番	新美 久美子	出席	成岩	榊 原 且 己	出席
第 5 番	竹 内 甲 永	出席	板山	岩 橋 一 成	出席
第 6 番	榊 原 久 美	出席			
第 7 番	堀 寄 純 一	出席			
第 8 番	石 川 敏 彦	出席			
第 9 番	藤 野 道 子	出席			
第 1 0 番	石 川 明 美	出席			
第 1 1 番	新 美 周 大	出席			

#### 事務局出席者

書記	服 部 由 紀	書記	竹 内 裕 基
主事	花 田 麻 紀 子		

## 事務局

ただ今から第19回総会を開会いたします。

はじめに、報道等で既にご承知の方も多いと思いますが、市内の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生いたしました。これを受けまして、愛知県が防疫対策として殺処分を開始しております。半径3キロ以内の鶏等の移動制限と、3キロから10キロ以内の搬出制限が行われております。詳細につきましては、半田市もしくは愛知県のホームページをご確認くださいようお願いいたします。

続いて、会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 会長

皆さま、本日はお忙しいところ農業委員会へご出席いただきましてありがとうございます。1か月予報では、気温は平年よりやや高め、降水量は平年並みということだそうです。少し暖かくなってほしいところです。また、市報で拝見したのですが、堀寄委員が秋の叙勲で、旭日中綬章を受章されました。おめでとうございます。それでは、本日も活発なご審議よろしくをお願いいたします。

## 事務局

ありがとうございました。

それでは、総会に入らせていただきます。本日の出席委員は11名中11名です。また、推進委員5名中5名ご出席いただいております。

それでは、半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

## 議長

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、7番の堀寄純一委員と9番の藤野道子委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、竹内氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の第54号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、3件出ております。番号603-26について、担当委員より調査、報告をお願いします。

## 委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は夫婦で農作業を行っていましたが、高齢になり耕作規模を縮小し、申請地および隣地の農業用倉庫を申請人に譲渡するものです。譲受人はトラクター3台、コンバイン3台、耕運機4台を自宅前の空き地に所有し、機材を置ける倉庫を探していたところ、譲渡人が売却してくださるということで、隣接地の申請地も併せて購入し、営農規模を拡大するものです。場所については、担当委員よりお願いします。

## 委員

場所については、別冊 1 頁をご覧ください。板山神社の西側に位置する農地です。特に問題ないかと思われます。よろしくご審議お願いします。

#### 議長

番号 603-26 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 603-26 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 603-26 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 603-27 について、2 頁の 605-42 と報告第 4 号から 6 号が関係しております。事務局より調査、報告をお願いします。

#### 事務局

議案については、記載のとおりです。8 月に審議をした案件になりますが、行政書士より相談があり設備について他の業者さんに任せてしまっている状況にあり、8 月の申請内容と食い違う部分が生じてしまっていることでした。県とも協議をし、3 条許可については取り消し、4 条 5 条については取下げとなりました。再度、正しい形で申請に至っております。譲受人は常滑市で建設業等を行う法人です。既に半田市の他の農地でも営農型太陽光発電事業を行っており、申請地においてもパネル下のブルーベリーの収量も確認しており特に問題ありません。よろしくご審議お願いいたします。

#### 議長

番号 603-27 および 605-42 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 603-27 および 605-42 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 603-27 および 605-42 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 603-28 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

#### 委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は、申請地から遠くに住んでおり、耕作することが困難であり、譲受人は申請地の近くに住んでおり利便性から申請に至っております。譲受人は他にも農地を所有しておりトラクター等も保有しています。特に問題ないかと思われます。場所については、担当委員よりお願いします。

#### 委員

場所については、別冊 3 頁をご覧ください。申請地は、既にブルーベリーの木が埋まっており、そこから東側にネットが張られ大根などが埋めてあります。北側の真真中に車が停めれる部分があり、耕作ができるような状態になっています。特に問題ないかと思われます。

#### 議長

番号 603-28 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 603-28 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 603-28 を承認・可決いたします。

続きまして、第 55 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、7 件出ております。

番号 605-43 について、事務局及び担当委員より調査、報告をお願いします。

#### 事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は岐阜県に本社を置きます調剤薬局の会社です。調剤薬局を全国に何店も経営されております。申請地は少し前まで新病院の工事のため一時転用されておりましたが、現在は農地に復元されており、特に問題ないかと思われます。場所については担当委員よりお願いします。

#### 委員

場所については、別冊 4 頁をご覧ください。防災広場の東側に位置し、北に知多南部総合卸売市場があるところ。現状は耕作できる状態でした。よろしくご審議をお願いします。

#### 議長

番号 605-43 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-43 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-43 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-44 について、事務局及び担当委員より調査、報告をお願いします。

#### 事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は常滑市に本社があります法人で、主にプラスチック電装品を製造する会社です。工場の外周の土留め擁壁を既に設置してしまっているのですが、一部農地のままであったことが判明し、遡って手続きを行うため今回申請に至りました。特に問題ないかと思われます。場所については担当委員よりお願いします。

#### 委員

場所については、別冊 5 頁をご覧ください。市営君ヶ橋住宅から西の方へ行ったところ。現地は写真のとおりですので、やむを得ないと思われます。

#### 議長

番号 605-44 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-44 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-44 につきまして、を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-45 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。本申請については、前回の除外の案件に引き続き提出されたものでして、計画について変わりはないとのことでしたので適切であると思われま。場所については、担当委員よりお願いいたします。

委員

場所については、別冊 6 頁をご覧ください。常滑半田街道から南に入ったところで、北にはクリニックがある場所です。申請地の周辺は開発が進んでおり、問題ないかと思われま。

議長

番号 605-45 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-45 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-45 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-46 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。登記地目が雑種地で現況が農地ですが、現地は既に雑種地のような形となっております。申請理由は、従業員の駐車場および ALC パネル置場、また前面の道路が狭いためトラックの回転口を設けるため申請に至っております。ALC パネルというのは粉碎して農家さんなどに販売することなんです。気になったため申請代理人に確認を取ったところ、抗菌作用があるため牛の寝床に使用したり、水稻栽培で使用するとケイ素であるため茎が丈夫になるとのことです。場所につきましては、別冊 7 頁をご覧ください。リサイクルセンターの北側に最終処分場があるのですが、その西側になります。申請地の北側が本社になっています。よろしくご審議お願いいたします。

議長

番号 605-46 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

A L C パネルの粉について、もう少し詳しく教えてください。

委員

科学的な根拠みたいなものはわかりませんが、ケイ素なので農地に撒いて使用しているとのこと。これについては特許も取得され、規格外品などを使用して、リサイクルを行っているそうです。

議長

番号 605-46 につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-46 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-46 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-47 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

#### 委員

議案については、記載のとおりです。本案件については、前回除外の案件で審査いただいているところになります。譲受人と直接お話しして、一生懸命経営を行っておりまして、現状車両がいっぱいになっていて、拡大を図りたいため申請に至っております。愛知用水との協議も全て整っておりますので、問題ないかと思われます。よろしくご審議お願いいたします。

#### 議長

番号 605-47 につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-47 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-47 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-48 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

#### 委員

議案については、記載のとおりです。譲受人は自動車部品の販売業務等を行っていましたが、この度中古自動車販売に力を入れるため、駐車場が必要となり申請に至りました。申請代理人にお話しを伺ったところ、油水分離槽を設置し、排水を行うそうです。場所については、別冊 8 頁をご覧ください。申請地の真ん中に愛知用水の管が埋設されておりますが、愛知用水との協議書も添付されており問題ないかと思われます。

#### 議長

番号 605-48 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-48 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-48 を承認・可決いたします。

続きまして、第 56 号議案「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定及び半田市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (6) - ③の規定による農用地利用集積計画について」、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

議案については、記載のとおりです。本案件は、機構集積協力金の関係で有協地区の集積一覧になります。機構集積協力金とは、地域で集積・集約を進めることで地域に対して補助金が交付される制度となります。2 年ほど前から、有協地区では集積活動に取り組んでおり、推進委員の石川丈夫氏にもご協力いただき、地域の方と話し合いを行いながら進めてきた事業となります。地域の担い手に集積されるものですので、特に問題ないかと思われます。よろしくご審議お願いいたします。

#### 議長

第 56 号議案につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

## 委員

議案と直接関係ないのですが、推進委員の方へお伺いしたのですが、地域の集積を進めるにあたって賃借権と使用貸借権があると思います。地域の話合いでその話題などは出ましたでしょうか。

## 推進委員

今回主要な農家さんとして、昔から農業を行っている方もいれば若い農業者もいます。前者は昔からの考えで、農業を行ってあげるから賃料は払わないスタンス、後者は農業を行いたいから賃料を払うスタンスで、今回中間管理機構を通して契約をし直すということで、かなりセンシティブな問題でしたが、話合いを重ねることで、集積に協力いただいた形になります。今後、どのような考えになっていくかはわかりません。

## 委員

私の地域にも主要な担い手がおりまして、かなり大量の農地を耕作しているため、キャパの問題もあります。地主毎で賃料に関するスタンスも違うものですから、参考にさせていただきたく伺いました。

## 事務局

現在は担い手が優位の状況にあるため、賃料の高いところは請け負ってもらえない状況にあります。そのことを地主の方へ理解いただくことが重要であると思います。委員におかれましては、地主の方から相談がありましたら、現在の状況を説明いただければと思います。そうすることで、担い手と繋がりやすくなり、耕作放棄地の解消にもつながりますので、よろしく願いいたします。

## 議長

第 56 号議案につきまして、他にご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

第 56 号議案につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

第 56 号議案を承認・可決いたします。

続きまして、諮問第 7 号「農業経営基盤促進法の規定による農業経営基盤強化の促進に関する計画(地域計画)の策定について」、事務局より説明をお願いします。

## 事務局

地域計画とは、農業者や関係機関の皆さまが地域の農業の将来について話し合いを行い、その実現に向けた取り組みを計画としてまとめ、将来の農地利用を目標地図として表示をするものです。今年度中に各市町村が策定するものとなっております。取り組みとして、8 月から農地の所有者と担い手の皆さんに意向調査を行いました。その後、農地利用の話合いとして委員の皆さまにもご協力いただき、各地域での話し合いを行いました。今回は、その内容を踏まえ地域計画の案を作成しましたので、配布させていただいております。1 番の括弧 1 につきましては、サポートシステムや意向調査等から算出した面積を記載しております。括弧 3 につきましては、9 月に行いました話し合いの各地域の内容を記載しております。皆さま、ご自身の地域の内容をご確認いただければと思います。続きまして、2 番、3 番につきましては、10 年後の目標と目標を達成すべき措置について記載しております。こちらは半田市の現在の農業の状況から事務局と農務担当で調整し記載しております。4 番の地域の担う者一覧につきましては、別紙をご覧ください。1 番から 82 番ま

では認定農業者など大規模に農業を行っている担い手であります。83 番以降が利用者と記載がありますが、こちらは農用地を所有されているかたで意向調査の回答が現状維持または規模拡大と回答した方になります。続きまして、目標地図について説明させていただきます。9 月の話合いの結果と、現在担う者が耕作を行っているところを反映した図になっております。各地図の凡例に載っている数字は、先ほどの担う者一覧の表の数字とリンクしております。白く塗られている部分は、農地ではないが農業用施設や畜舎となります。色が塗られていないところについては、現時点で意向調査に対して回答がなく、意向がわからない土地となりますので、今後検討となります。目標地図につきましては、毎年地域との話し合いなどで更新を行っていくようなものですので、現在は色が塗られていない土地についても今後色が塗られていくように話し合い等を重ねていけたらと思います。説明は以上となります。

議長

諮問第 7 号につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

諮問第 7 号につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

諮問第 7 号を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」が 8 件、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」が 5 件、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」が 5 件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しましたことをご報告いたします。

議長

報告第 1 号から第 3 号について、何かご質問ご意見等はありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長

これで第 19 回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後 3 時 0 0 分)

以上議事の内容を録して下記の者が署名した。

半田市農業委員会長 印

半田市農業委員 印

半田市農業委員 印